

平成 27 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社エスケイジャパン
代表者名 代表取締役社長 八百 博徳
(コード番号 7608 東証 第一部)
問合せ先 取締役管理部長 野崎 伸一
(電話番号 06-6765-0670)

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 23 日開催予定の当社第 26 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の趣旨および目的

- (1) 現在の事業内容の明確化および今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨および業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 25 条（取締役の責任免除）を新設するものであります。
なお、定款第 25 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条（社外監査役の責任免除）について所要の変更をするものであります。
なお、現行定款第 30 条（社外監査役の責任免除）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 9. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>10. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 ~ 第29条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第31条 ~ 第37条 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ~ 9. (現行どおり)</p> <p><u>10. 電子計測器の製造・販売並びにシステムの設計施工</u></p> <p><u>11. 電子玩具(ロボット等)及び携帯通信機器の周辺機器等の企画、開発、生産、販売に関する業務</u></p> <p><u>12. 前各号取扱商品の古物売買業</u></p> <p><u>13. 料理飲食店業</u></p> <p><u>14. エンタテインメント事業に関わるコンサルタント業務</u></p> <p>15. (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第26条 ~ 第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第32条 ~ 第38条 (現行どおり)</p>

以上